



神奈川県

2017年8月17日発行 第70号

身边にこんなトラブルが!  
かながわ消費生活

# 注意・警戒情報

「瓦がずれている」などと不安をあおる！

屋根工事の訪問販売に  
気をつけて！



事例

「お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。サービスで点検する。」と突然業者が来訪。仕方なく了承すると、屋根に上がった後「すぐに修理をしないと屋根が飛んでしまう。」などと言われ、100万円を超える工事を提案された。

アドバイス



本当に工事が必要?  
周囲に相談し、慎重な判断を!

◆「このままでは雨漏りする」などと不安をあおって契約を急がせる場合は注意が必要です。急かされてもその場ですぐ契約せず、家族に相談したり、複数の事業者から見積もりを取るなど、慎重に検討しましょう。



◆突然訪問してきた事業者と契約した場合、契約書を渡された日から8日間はクーリング・オフが可能です。

◆手続き方法がわからないなど、困ったときや心配なときは、身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン

消費生活課 ニャン吉

専局番なし

188  
イ ャ ャ

(身近な消費生活相談窓口につながります。)